平成２６年（フ）第２８号
京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下25番地22
破産者　岡　麻衣子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第４２３号
広島県安芸郡海田町寺迫２丁目３番２号
破産者　瀬脇　隆裕
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
徳島県三好市東祖谷菅生196番地
破産者　名頃　正延
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２３号
徳島県三好市東祖谷菅生196番地
破産者　名頃　歌子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２５号
徳島県三好市東祖谷菅生196番地
破産者　名頃　　元
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第３７号
徳島県三好市池田町ウエノ3146番地３
破産者　向井　忠晴
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１号
愛媛県宇和島市桜町１番８号
破産者　髙田美千子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３号
大分県速見郡日出町3889番地３　グリーンコーポふじの301
破産者　大屋　康英
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第３号
宮崎県日南市木山３丁目２番23号
破産者　井上　洋子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番39号
破産者　濵﨑　隆行
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３７号
青森県平川市八幡崎松枝２番地１
破産者　原子　雅利
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１６８号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原817番地の197　シーアイヴィラ箱根仙石原
破産者　山崎　正彦
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２１号
山梨県南巨摩郡富士川町十谷420番地１
破産者　山﨑いずみ
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９７号
奈良県香芝市畑４丁目551番地１　ケイプリビエールＣ103号、前住所奈良県桜井市大字桜井888番地
破産者　保川　　泰（旧姓小野寺）
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２
破産者　岩根　正充
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番３―508号
破産者　岡部麻奈美（開始決定時の姓佐藤・旧姓柏谷）
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６１号
札幌市白石区本通４丁目南８番３号　ロイヤルハイム白石203号
破産者　星野　　博
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８３号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目３番20号　ドルチェ201号
破産者　岡崎　泰典
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４１号
札幌市中央区北１条東６丁目10番地
破産者　井澤　信也
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部